

協会けんぽ 2023 (令和5) 年度決算 (見込み) のお知らせ

2023年度の決算 (見込み) の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

【収入】・保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

【支出】・保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。

・高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算 (見込み) | 医療分

(単位: 億円)

収入	保険料収入	102,998 (+2,577)
	国庫補助等	12,874 (+418)
	その他	233 (+16)
	計	116,104 (+3,011)

支出	保険給付費	71,512 (+1,993)
	拠出金等	37,224 (+1,358)
	その他	2,705 (▲683)
	計	111,442 (+2,668)

単年度収支差	4,662 (+343)
--------	--------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への
拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費
1.4%

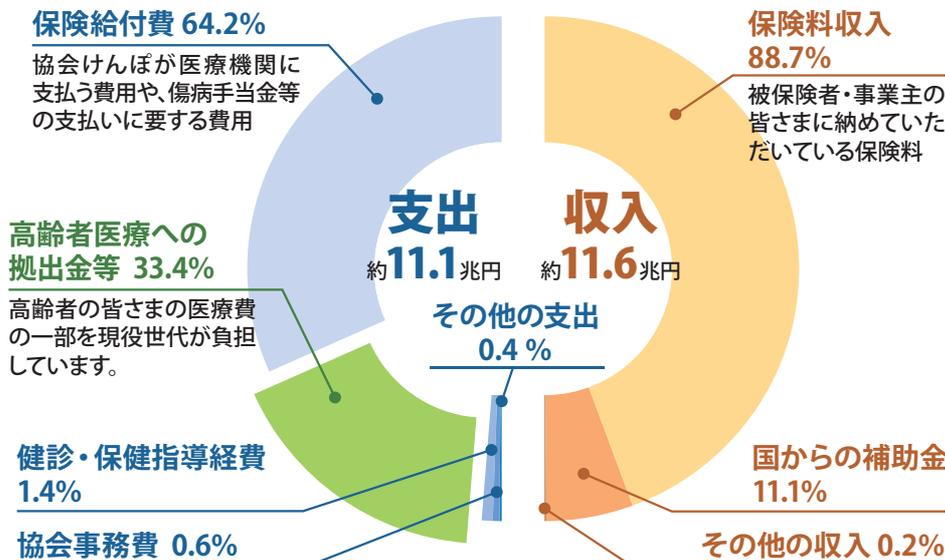
協会事務費 0.6%

保険料収入
88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金
11.1%

その他の収入 0.2%



Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

・団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。

※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度：2兆1,900億円 → 2025年度：2兆5,300億円

・協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。

※ 保険給付費 2023年度：7兆1,512億円 → 2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

令和6年度被扶養者資格再確認のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期

令和6年10月上旬～10月下旬

確認の対象となる方

令和6年4月1日時点で18歳以上の被扶養者

提出期限

令和6年11月29日(金) 予定



添付書類等の
詳細はこちら



注) 下記に該当する場合は、その事実を証明する書類も提出してください。

- 被保険者と別居している被扶養者
- 海外に在住している被扶養者
- 扶養解除となる被扶養者

《昨年度からの主な変更点》

- ▶ 確認対象者が扶養解除となる場合は、事業主において、被扶養者状況リストの備考欄に解除理由を記載いただきます。
- ▶ マイナンバーを利用した情報照会で取得した対象者の課税情報が、収入要件である130万円（60歳以上は180万円）を超過している場合は、被扶養者状況リストの確認区分に「収入超過」と印字します。（年収の壁・支援強化パッケージについては、上記二次元コードよりご確認ください。）

上手な医療のかかり方 受診は診療時間内に

休日や夜間など診療時間外に受診すると、**割増料金がかかり医療費が高額になる**ことをご存知でしょうか。このような自己都合による安易な受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担にもなります。そのため、やむを得ない場合を除き、平日・昼間の受診を心がけることで、医療費を減らすことができます。

診療時間外の割増料金

時間帯	初診の場合	再診の場合
 時間外 おおむね8時前・18時以降 土曜：8時前・正午以降	+850円	+650円
 休日 日曜、祝日、年末年始の 休診日	+2,500円	+1,900円
 深夜 22時～翌6時	+4,800円	+4,200円

診療時間外に受診すると、
原則、加算がついて
負担が増えます。

